

第 3 回 子どもの生活支援対策部会 資料

1 鹿児島県における子どもの生活支援対策関連計画
「かごしま子ども未来プラン2015」（子どもの貧困対策）…………… 1 P

2 各課事業等概要

<総務部>

【学事法制課】

① 高等学校等就学支援金 …………… 4 P
② 奨学金給付事業 …………… 5 P
③ 私立高等学校の入学金，授業料に対する補助の状況 …………… 6 P

<くらし保健福祉部>

【社会福祉課】

④ 生活困窮者自立支援制度 …………… 7 P
⑤ 生活福祉資金貸付制度 …………… 9 P

【子ども家庭課】

⑥ 児童扶養手当給付事業の概要 …………… 10 P
⑦ ひとり親家庭医療費助成事業の概要 …………… 11 P
⑧ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の概要 …………… 12 P
⑨ 乳幼児医療給付事業の概要（平成30年度新規事業） …… 13 P
⑩ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の概要 …… 15 P
⑪ 身元保証人確保対策事業の概要 …………… 16 P
⑫ 児童虐待防止に関する取組について …………… 17 P
⑬ 母子・父子自立支援員について …………… 18 P
⑭ 家庭児童相談室について …………… 19 P
⑮ ひとり親家庭等日常生活支援事業の概要 …………… 20 P
⑯ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の概要 …… 21 P
⑰ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の概要 …… 22 P
⑱ ひとり親家庭自立支援給付金事業の概要（高等職業訓練促進
給付金等事業）…………… 23 P
⑲ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の概要 …… 24 P
⑳ ひとり親家庭等学習支援事業の概要 …………… 25 P

<商工労働水産部>

【雇用労政課】

- ⑳ 母子家庭の母等を対象とした訓練 26 P

<土木部>

【住宅政策室】

- ㉑ 県営住宅における家賃減免等 27 P

<教育庁>

【総務福利課】

- ㉒ 公立高校における高等学校等就学支援金 29 P
- ㉓ 高等学校等奨学金貸与制度 30 P
- ㉔ 大学等入学時奨学金制度 31 P
- ㉕ 大学等奨学金返還支援制度 32 P

【義務教育課】

- ㉖ 義務教育段階の就学援助 33 P
- ㉗ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる
教育相談体制 34 P
- ㉘ スクールカウンセラー配置事業 35 P
- ㉙ スクールソーシャルワーカー活用事業 36 P

【高校教育課】

- ㉚ キャリアガイダンススタッフ配置事業 37 P
- ㉛ 未来を拓く！県立学校学力育成支援事業 38 P
- ㉜ 奨学のための給付金事業 39 P

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

《具体的な取組》

① 教育支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
奨学のための給付金事業【再掲】	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等が いる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
就学援助制度の実施	小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって 就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品や 修学旅行費など就学に必要な経費を援助	義務教育課
高校生・大学生等 に対する奨学金の 貸与【再掲】	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理 由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将 来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課
不登校や問題行動 等に対する学校等 における取組の推 進【再掲】	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー 等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、 支援体制の充実	義務教育課 高校教育課
進路保障の取組の 推進	人権教育を推進する中で、子どもたちの就労や進路、 学力に係る現状や課題を踏まえ、自己実現を果たしてい くために必要な力を育む進路保障の取組について、教職 員に対し理解と認識を深める研修を実施	人権同和教育 課
生活福祉資金（教 育支援資金）の貸 付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門 学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
生活困窮者世帯の 子どもの学習支援	生活困窮者(*)世帯等の子どもに対して、学習支援や居 場所の提供、進路相談、高校中退防止のための支援を行 うほか、親に対する養育支援を実施	社会福祉課
ひとり親家庭等の 児童に対する学習 支援	ひとり親家庭等の児童が、経済的理由などにより、学 習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられな いことがないよう、学習支援を実施	子ども福祉課 子ども家庭課
児童養護施設等の 子どもに対する学 習環境の整備と学 習支援	養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこ なかつた児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の 自立支援のための学習支援を充実	子ども福祉課 子ども家庭課

* 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

② 生活支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関(*1)において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画(*2)を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施 ・離職等により住宅を失った又はその恐れの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給 ・家計に問題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施 	社会福祉課
保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置促進 ・放課後子ども総合プランに基づく放課後子供教室との連携促進 ・保育所等の整備促進 	青少年男女共同参画課 子育て支援課
利用者支援の実施促進【再掲】	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	青少年男女共同参画課 子育て支援課
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	修学や疾病等の事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な際の支援員を派遣	子ども福祉課 子ども家庭課
ひとり親家庭の学び直しの支援	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験に係る受講費用の支援を実施	子ども福祉課 子ども家庭課
子どもの成長や就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等を退所した子どもが、就職やアパート等の賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料補助を実施 ・児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を実施 	子ども福祉課 子ども家庭課
ひとり親家庭の交流	ひとり親家庭の親と子のふれあいの場を提供するとともに、会員相互の連携を深めるための研修を実施	子ども福祉課 子ども家庭課
相談・指導の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導の実施	子ども福祉課 子ども家庭課

*1 自立相談支援機関

生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、包括的な支援を実施する機関

*2 自立支援計画

生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、本人の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載したもの。

第4章 施策の方向 [1] - 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

③ 保護者に対する就労支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング, 各種支援セミナーや職業相談・職業紹介などを実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して, 準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課
生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援	生活困窮者に対して, 一般就労に向けた個別支援を行うほか, 就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施	社会福祉課
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談, 就業支援講習会を実施, また, 弁護士等による養育費等に係る法律相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため, 職業能力開発のための講座受講料の一部を負担するほか, 看護師等の資格取得のための養成機関で2年以上修学する際の資格取得期間中の生活費の一部を支給 ・就職に有利な資格の取得を目指す, ひとり親家庭の親に対し, 養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 ・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ, 正規雇用を中心とした就業につなげるため, ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験に係る受講費用の支援を実施 	子ども福祉課 子ども家庭課

④ 経済的支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で, 収入が著しく低額な者に対し, 関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し, その経費の一部を補助	子ども福祉課 子ども家庭課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し, 児童の福祉の増進を図るため, 父又は母と生計を同一としない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども福祉課 子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り, 併せて, これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課 子ども家庭課

高等学校等就学支援金について

1 現状・背景

平成22年4月1日，高等学校等就学支援金制度開始。

平成26年度から，低所得者世帯への支援の充実や公私間格差の是正等を図るため，所得制限を導入，公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を就学支援金制度に一本化し，制度の見直しが図られた。

2 30年度予算額

3,854,130千円（全額国費）

3 施策の概要

(1) 要 旨

ア 平成25年度以前の入学者

家庭の状況にかかわらず，全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう，公立高校の授業料を無償化（不徴収）するとともに，私立高校生等に対して高等学校等就学支援金を支給し，教育費負担の軽減を図る。

イ 平成26年度以降の入学者

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため，高等学校等就学支援金の支給について，保護者等の収入の状況を勘案することと等の措置を講ずる。

(2) 対象となる学校種及び支給金額

学 校 種		支給上限額	
		年 額	総 額
高等学校	全日制	118,800円	356,400円
	通信制	144,360円	356,088円
専修学校・各種学校		118,800円	356,400円

※1 低所得世帯の生徒については，所得に応じて支給上限額を増額する。

世帯の年収の目安	平成25年度 以前の入学者	道府県民税及び市町村 民税所得割額の合算額	平成26年度 以降の入学者	道府県民税及び市町村 民税所得割額の合算額
250万円未満程度	2倍	(非課税)	2.5倍	(非課税)
250～350万円未満程度	1.5倍	1～ 31,499円 (扶養親族の数により異なる。)	2倍	1～ 85,499円
350～590万円未満程度	(加算無し)	—	1.5倍	85,500～ 257,499円

※2 単位制の高等学校については，1単位/12月：4,812円として支給。

年間上限単位＝30単位，総支給上限単位＝74単位。

(3) 実施方法

生徒等が学校法人を通じて県に申請し，学校法人が代わって就学支援金を受領し，授業料に充当する（代理受領）。

奨学給付金事業について

1 事業概要

授業料以外の教育費負担を軽減するため、国が定める所得要件を満たす世帯の高校生等に対して奨学給付金を支給する。

2 支給要件

- (1) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護世帯の生徒
- (2) 保護者、親権者等が鹿児島県内に在住していること
- (3) 高等学校等就学支援金の受給権者又は学び直し支援金の支給対象者であること（県外を含む。）
- (4) 平成26年4月1日以降に私立高等学校等へ入学し、在籍していること。（平成26年度入学者から学年進行で実施）

3 支給額（年額）

世帯等区分		30年度		※[参考] 29年度	
		全日制	通信制	全日制	通信制
生活保護		52,600円		52,600円	
非課税	第1子	89,000円	38,100円	84,000円	38,100円
	第2子	138,000円		138,000円	

←

※支給対象経費
授業料以外の教育に必要な経費
(修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等)

※平成30年度の変更点

○ 支給額の増額

- ・ 非課税世帯 第1子 全日制 84,000円 → 89,000円 (+5,000円)

4 平成30年度 予算額

278,796千円（国1/3，県2/3）

※本県支給対象の生徒数…2,879人程度（H30年度の推計）

私立高等学校の入学金，授業料に対する 補助の状況について

1 入学金補助制度

入学金の補助制度を実施しているのは、九州では本県と熊本県、佐賀県である。
その対象者は、道府県民税及び市町村民税が非課税の世帯及び均等割のみの世帯、児童養護施設入所者の授業料負担者である。

補助単価 5,650円／1人（県立高校入学金と同額） ※H16までは、10,000円／1人

2 授業料補助制度

授業料補助制度は、一定の所得水準以下の世帯の生徒に対して行っている。
対象者は、生活保護世帯、道府県民税及び市町村民税が非課税の世帯及び均等割のみの世帯、児童養護施設入所者の授業料負担者、火災等の災害を受け、生計に重大な支障を生じた世帯のほか、家計急変などその他特に軽減が必要と認められる者としている。

(※リストラ等により生計維持が困難となった者等)

補助単価 非課税・均等割・その他 4,950円／1人・1月
生活保護・家計急変 9,900円／1人・1月 (H26年度～)
(9,700円／1人・1月 (H22年度～H25年度))

(国庫補助事業)

- ① H12～H14年度、H15～H17年度については、3年間毎の時限措置
H18年度から通常の事業。
- ② リストラや会社等の経営悪化、両親の離婚等によって収入が激減し、修学の継続が困難と判断された者を対象とする。
H18年度からH21年度までは、生活保護受給者も対象となっている。
H22年度からは、家計急変世帯のみ対象となる。
- ③ 県が補助した額の2分の1以内を国庫で補助。H18年度までは、実績として2分の1を補助。

3 減免適用者数

(単位：人，%)

	21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 当初予算
入学金	532	847	721	677	781	740	804	713	752
授業料	1,744 (12.4)	2,847 (20.1)	2,627 (18.5)	2,487 (17.9)	2,562 (18.3)	2,498 (17.9)	2,537 (18.2)	2,265 (16.2)	2,301 (16.2)
国庫補助対象者	146	14	8	10	7	6	3	10	7

() は、全生徒数に対する割合

生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日施行

■ 制度の理念

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、包括的な支援を実施

- ・生活困窮者の課題は多様で複合的であり「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応

包括的な相談支援

★ 自立相談支援事業 【必須】

国庫負担3/4

・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

本人の状況に応じた支援

再就職のために居住の確保が必要な者

★ 住居確保給付金の支給 【必須】

国庫負担3/4

・就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた準備が必要な者

◆ 就労準備支援事業 【任意】

国庫負担2/3

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆ 一時生活支援事業 【任意】

国庫負担2/3

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

家計から生活再建を考える者

◆ 家計改善(相談)支援事業 【任意】

国庫負担1/2

・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援(貸付のあっせん等を含む)

貧困の連鎖防止

◆ 子どもの学習支援事業 【任意】

国庫負担1/2

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

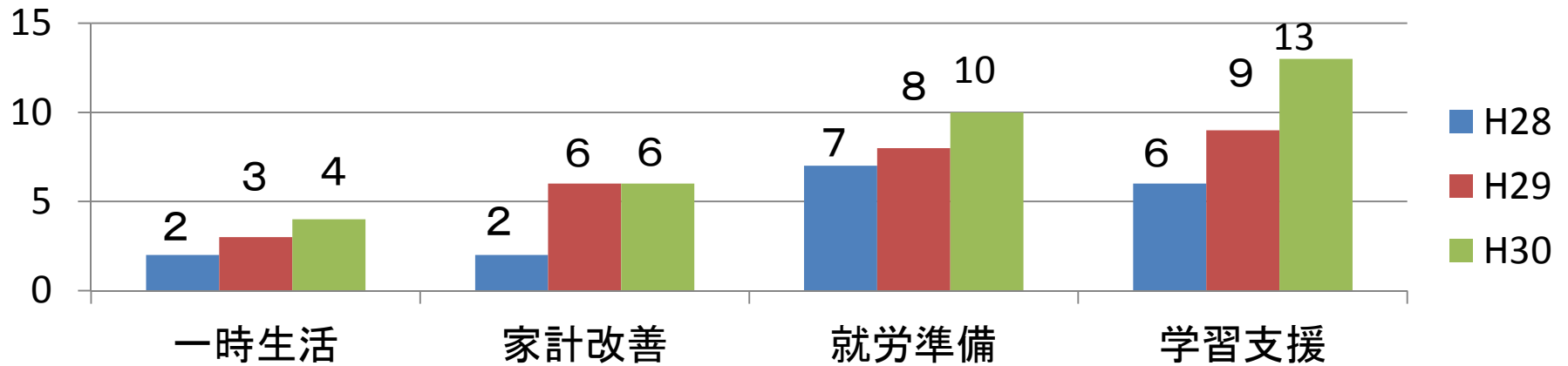
※生活困窮者自立支援法の改正(主な内容)

平成30年10月1日施行

- ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務が創設された(平成33年度まで)
- ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率が上げられた(1/2 → 2/3)

平成28～30年度の任意事業の取組状況(推移)

実施主体数



平成30年度の任意事業の取組状況

平成30年6月1日現在

実施主体	鹿児島県	鹿児島市	鹿屋市	枕崎市	阿久根市	出水市	指宿市	西之表市	垂水市	薩摩川内市	日置市	曾於市	霧島市	いちき串木野市	南さつま市	志布志市	奄美市	南九州市	伊佐市	始良市	長島町	屋久島町	計	対前年度増減	当該年度割合
	任意事業	○		○			◎											○						4	1
	○							○		○							○	○		○			6	0	27%
	○	○	○			◎		○		○	○						◎			○			10	2	45%
	○	○			◎				○	○	○	○	○	◎		◎	○			◎	○		13	4	59%

※平成30年度から実施している事業は◎で表示

生活福祉資金貸付制度の概要について

1 目的

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめることを目的とする。

2 実施主体

県社会福祉協議会（業務の一部を市町村社会福祉協議会に委託）

3 貸付対象世帯

- (1) 低所得世帯 原則として、市町村民税均等割課税以下の世帯（失業等により所得が減少し上記の世帯と同等であると認められる世帯も含む。）
- (2) 身体障害者世帯 身体障害者手帳の交付を受けている者等の属する世帯（所得制限なし）
- (3) 知的障害者世帯 療育手帳の交付を受けている者等の属する世帯（所得制限なし）
- (4) 精神障害者世帯 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等の属する世帯（所得制限なし）
- (5) 高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯（4人世帯の場合で年収6,000千円程度）

4 資金の種類（4種類、9資金）

- (1) 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- (2) 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- (3) 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- (4) 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

5 貸付利率

無利子又は年1.5%

- ・ 教育支援資金及び緊急小口資金は無利子
- ・ 総合支援資金及び福祉費は、連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%
- ・ 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金は年3%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレート（H30.4.1：1.00%）のいずれか低い方

児童扶養手当給付事業の概要

1 事業目的

父又は母と生計を同じくしていない(もしくはそれに準ずる)児童が育成される家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図る。

2 事業内容

(1) 支給対象

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(又は、20歳未満で心身に障害を有する者)。を監護している母又は父や父母にかわってその児童を養育している者。

(2) 手当の支払い

認定請求をした日の属する月の翌月から支給され、年3回(4月、8月、12月)支払月の前月までの分(4か月分)が支払われる。

なお、平成31年11月から支払い月を隔月(奇数月)に変更する。

(3) 手当金額(平成30年4月現在)

ア 児童が一人の場合

全部支給 42,500円

一部支給 42,490円～10,030円まで所得に応じて
10円刻みで設定

イ 児童2人目の加算額

全部支給 10,040円

一部支給 10,030円～5,020円

ウ 児童3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給 6,020円

一部支給 6,010円～3,010円

(4) 所得制限

手当を請求する人の前年(1月から6月までに請求する人については前々年)の所得が一定金額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止される。

なお、平成30年8月から、全部支給所得制限限度額が所得ベースで30万円緩和された。

3 平成30年度当初予算額

969,828千円

4 負担割合

国 1/3 県 2/3

ひとり親家庭医療費助成事業の概要

1 事業目的

母子家庭・父子家庭等の健康を保持し，生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし，母子家庭・父子家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し，県がその経費の一部を補助する。

2 事業内容

- (1) 対象：母子（父子）家庭の母（父）及び児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令に規定する程度の障害の状態にある者）並びに父母のない児童
- (2) 実施主体：市町村
- (3) 助成対象：医療保険各法適用者の一部負担金
- (4) 県補助率：市町村が助成に要する経費の1/2
- (5) 支給制限：無
- (6) 所得制限：児童扶養手当法施行令の一部支給の所得制限額を準用
- (7) 支給方法：償還払い

3 平成30年度当初予算額

498,182千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業の概要

1 事業目的

配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う。

2 事業内容

(1) 事業主体
県

(2) 貸付金の種類

事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚（12種類）

3 平成30年度当初予算額

194,780千円

4 負担割合（貸付原資）

国 2/3 県 1/3

乳幼児医療給付事業の概要（平成30年度新規事業）

1 事業目的

経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付費の助成を行う市町村に対し、県がその経費の一部を補助する。

2 事業内容

- (1) 給付対象者
住民税非課税世帯の未就学児
- (2) 実施主体
市町村
- (3) 補助対象
健康保険法，国民健康保険法，地方公務員等共済組合法などの医療保険各法適用者の自己負担金，審査支払委託経費（審査手数料）
- (4) 県補助率
市町村が助成に要する経費の1 / 2
- (5) 支給制限
無
- (6) 所得制限
住民税非課税世帯
- (7) 支給方法
現物給付（病院で受給者証を提示して受診すると，窓口での自己負担金の支払が不要となる方法）
平成30年10月診療分から・・・県内医療機関

※県外医療機関については，病院で自己負担金を支払った後，市町村へ申請をして助成金の還付を受ける（償還払い）

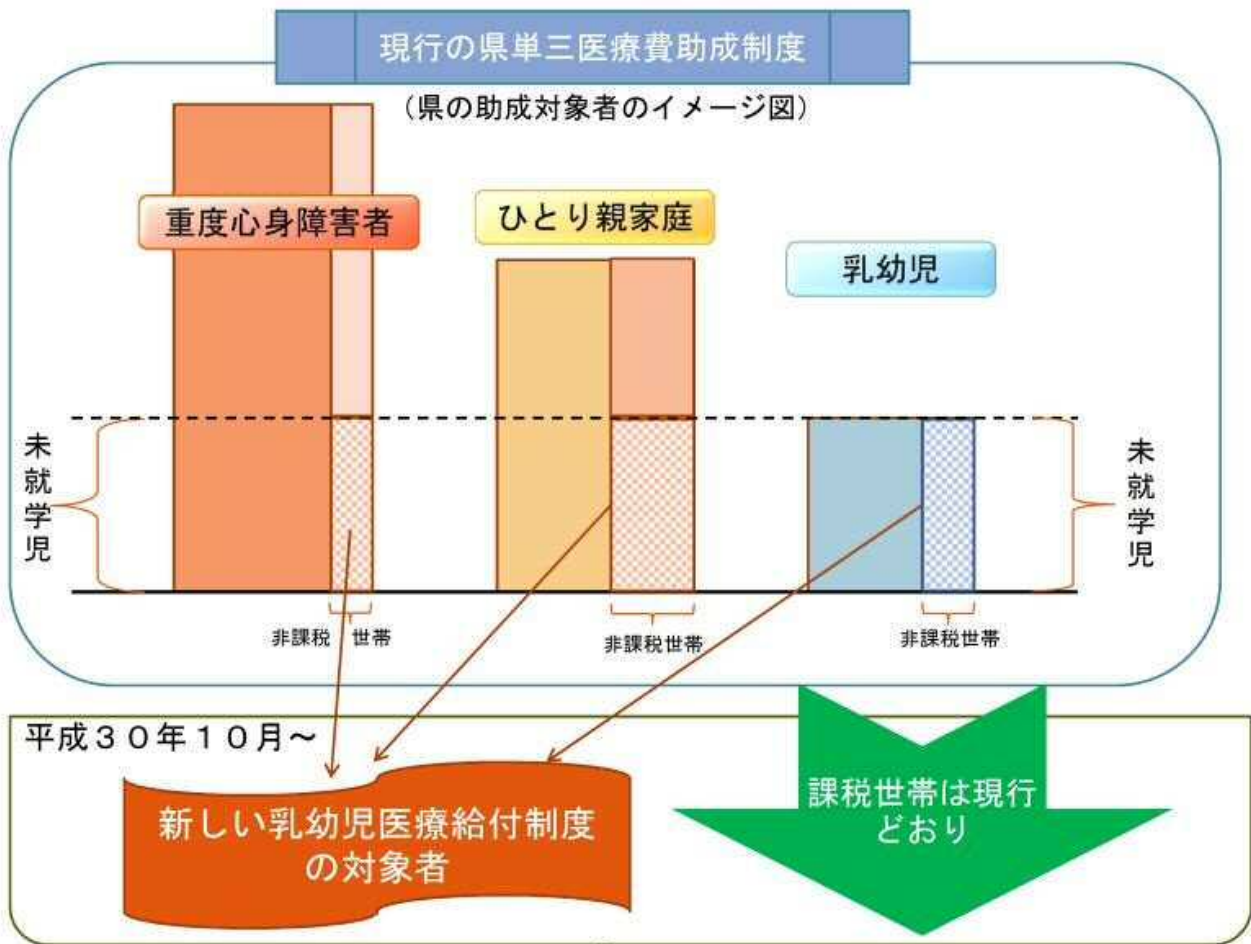
3 開始時期

平成30年10月1日

4 平成30年度当初予算額

24,030千円

(当制度のイメージ)



児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の概要

1 事業目的

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。

また、児童養護施設等に入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。

2 事業内容

(1) 実施主体

(公社) 鹿児島県社会福祉士会

(2) 内容

① 実施期間平成28年度から平成30年度（3年間）

② 貸付対象者

ア 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって、就職した者または大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者、又はそれが見込まれる者

イ 児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者

③ 資金の種類及び貸付額

ア 家賃相当額、生活費（5万円）

イ 就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用（上限25万円）

④ 返還免除

ア 家賃相当額、生活費・・・5年間の就業継続

イ 資格取得費・・・2年間の就業継続

⑤ 返還方法

一定期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還する。

3 平成30年度当初予算額

3,623千円

4 負担割合

国 9/10 県 1/10

身元保証人確保対策事業の概要

1 事業目的

子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、施設に入所中または退所した子ども等が就職やアパート等を賃借する際に施設長や児童相談所長が身元保証人になることにより、これらの者の社会的自立の促進に寄与する。

2 事業内容

(1) 実施主体

① 都道府県

児童養護施設，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，自立援助ホーム，ファミリーホーム，母子生活支援施設，里親，児童相談所一時保護所，（婦人保護施設，婦人相談所一時保護所）

② 市町村

母子生活支援施設

(2) 対象となる子ども等

入所中または退所後6か月以内の子ども等であって、次のいずれかに該当する者

① 父母等が死亡，行方不明，逮捕拘留中

② 父母等に心身の障害がある。

③ 父母等が経済的に困窮している。

④ 虐待，DVにより父母，配偶者等が保証人になることが適当でない，もしくは協力が得られない。

(3) 保証範囲

① 身元保証(就職時)

雇用主，その他の者に損害を与えた結果，身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

② 連帯保証（アパート等賃借時）

賃貸契約に関し，債務不履行が生じたとき連帯保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

ア 家賃，賃貸料，共益費の支払い

イ 賃貸住宅等の修理または原状回復の費用支払い

ウ 賃貸借期間終了後の不法住居による賠償金の支払い

エ ア～ウの債務の履行遅延による遅延利息の支払い

3 平成30年度当初予算額

269千円

4 負担割合

(1) 県措置分 国1/2 県1/2

(2) 市町村措置分 国1/2 県1/4 市町村1/4

児童虐待防止に関する取組について

1 市町村における取組

(1) 要保護児童対策地域協議会

○ 事業目的等

要保護児童の適切な保護を図るため、市町村、警察、学校などの関係機関・団体等により構成される組織であり、平成20年の改正児童福祉法で、自治体における設置が努力義務化されたもの。現在、県内すべての市町村で設置されている。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

○ 事業目的等

乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的として、すべての乳児(生後4カ月まで)がいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。

(3) 養育支援訪問事業

○ 事業目的等

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な児童、保護者に監護させることが不相当である児童、特定妊婦に対し、養育が適切に行われるよう養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行う。

- (2)、(3)の負担割合(「子ども・子育て支援交付金」補助事業)
国 1 / 3 市町村 1 / 3 県 1 / 3

2 県における取組

(1) 子ども虐待防止ネットワーク会議

○ 事業目的等

児童虐待防止に関して関係機関相互の連携・協力が円滑に行われることを目的として、情報の提供や共有、具体的な取組事例の紹介、これらに関する意見交換を行う。

(2) 子どもSOS地域連絡会議

○ 事業目的等

要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村及び関係機関が、児童虐待の早期発見、早期対応、家族支援、発生防止に関し、役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図ることを目的に三児童相談所が主催し、管内市町村で実施するもの。

(3) 児童相談所と警察の連絡会

○ 事業目的等

児童虐待に係る情報提供・共有を目的として、年1~2回程度、各児童相談所の管轄の警察署と連絡会を開催している。

(4) かごしま県政出前セミナー

○ 事業目的等

児童虐待の相談状況や虐待防止に係る県の取組について、かごしま県政出前セミナーにおいて、児童相談所の職員が説明を行っている。

母子・父子自立支援員について

1 母子・父子自立支援員の配置状況(平成30年4月1日現在)

単位:人

()書きは常勤で外書

地域振興局名	鹿児島	南薩	北薩	始良・伊佐	大隅	熊毛	大島	計
母子・父子自立支援員数	1	1 (1)	2	2	3	1	大島:3 徳之島:1	14 (1)

2 業務内容

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等
- ア 家庭紛争, 結婚その他の諸問題に関する相談支援
 - イ 住宅, 子育て, 就業など生活基盤上の諸問題に関する相談支援
 - ウ 離婚直後など, 地域で安定した生活を営むための精神的支援
 - エ 母子及び父子関係, 児童の育成に関する諸問題に関する相談支援
 - オ 環境的な原因又は母子及び父子の生活に起因するもの等精神的, 身体的な問題を抱える者への相談支援
 - カ 自助グループの要請や集団指導
- (2) 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
- ア 職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供
 - イ 各種制度についての情報提供, 就職活動に関する助言・指導
 - ウ 子供の年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導
- (3) その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援
- ア 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付, 児童扶養手当の受給, 生活費, 養育費, 教育費, 医用費等経済上の諸問題や借入金等による経済的困窮に関する相談支援等
 - イ 福祉, 保健, 医療等の関係機関との連携・調整
 - ウ 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の償還金の徴収

家庭児童相談室について

1 制度内容

家庭児童相談室は、家庭における適正な児童養育，その他家庭児童福祉の向上を図るため，県及び市町の福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化する目的で設置され，社会福祉主事及び家庭相談員が各種相談に応じている。

2 家庭相談員数：46人（平成30年4月1日現在）

(1) 県：9人

(北薩地域振興局，始良・伊佐地域振興局，大隅地域振興局，熊毛支庁地域保健福祉課，大島支庁地域保健福祉課，瀬戸内事務所福祉課，喜界事務所福祉係，徳之島事務所福祉課，沖永良部事務所総務福祉課 各1人)

(2) 19市2町：37人

(薩摩川内市 4人，鹿兒島市・霧島市・曾於市 各3人，指宿市・南九州市・南さつま市・日置市・いちき串木野市・阿久根市・出水市 各2人，その他8市2町は各1人)

3 主な相談内容

- ・ 不登校などの学校生活等
- ・ 虐待などの家族関係 等

ひとり親家庭等日常生活支援事業の概要

1 事業目的

ひとり親家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病等により一時的に、又は就業上の理由のため帰宅時間が遅くなる等により定期的に、生活援助、保育サービスが必要な場合並びに生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員（以下「支援員」という。）を派遣して必要な援助、保育等を行うことを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体

県（社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会に委託）

(2) 派遣対象（鹿児島市除く）

ア ひとり親家庭であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）若しくは社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭又は生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭

イ 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

(3) 利用者負担額

利用世帯区分	利用者負担額(1時間)	
	子育て支援	生活援助
生活保護、市町村民税非課税世帯制度	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

3 平成30年度当初予算額

527千円

4 負担割合

国 1/2 県 1/2

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の概要

1 事業目的

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業は、ひとり親家庭の親及び寡婦の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行うことを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体及び委託先

実施主体は県とし、実施を社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会に委託する。

(2) 就業相談

ア 内容

県母子寡婦福祉連合会の中に就業に係る総合的なアドバイスを行う就業相談員を1名配置し、ひとり親家庭の親等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等情報の提供や事業を営もうえでの問題など、適切な助言を行うとともに、管内の市町村に赴き就業に係る相談に応じる巡回相談を行う。

イ 対象者

ひとり親家庭の親等

(3) 就業支援講習会

ア 内容

地域の求人情報を考慮し、需要の高い職場であるヘルパー等の講習会を実施する。実施会場については、母子会長会等で協議の上、決定する。

イ 対象者

ひとり親家庭の親等

※託児サービス

講習会を開催する際に、ひとり親家庭の親等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行う。

(4) 特別相談

ア 内容

弁護士、司法書士等の専門家による法律相談等を年24回（県母子寡婦福祉連合会事務局12回、地方12回）実施し、養育費の取得に関する相談等に応じるなどきめ細かな相談体制の整備を図る。

イ 相談内容

①養育費 ②遺産相続 ③家庭紛争 ④交通事故等

ウ 対象者

ひとり親家庭の親等

エ 相談日

原則として毎月2回は実施する。

3 平成30年度当初予算額

6,530千円

4 負担割合

国1/2 県1/2

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の概要

1 事業目的

ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に寄与する。

2 事業内容

(1) 事業主体
県

(2) 対象者

ひとり親家庭の親又は子であって、次の要件を全て満たす者。

ア 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準であること。

イ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。

(3) 対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

但し、試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は除く。

(4) 支給内容

ア 受講修了時給付金：受講費用の2割（上限10万円）

イ 合格時給付金：受講費用の4割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

（受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給）

3 平成30年度当初予算額

30万円

4 負担割合

国 3/4 県 1/4

ひとり親家庭自立支援給付金事業の概要 (高等職業訓練促進給付金等事業)

1 事業目的

ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体
県

(2) 内容

ひとり親家庭の親に対して、当該資格に係る養成訓練の受講期間について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮した高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給する。

(3) 対象者

県内の町村に住所を有するひとり親家庭の親で、次の要件の全てを満たし、修業している者。

ア 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準。

イ 養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。

ウ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。

(4) 対象資格

看護師，准看護師，介護福祉士，保育士，理学療法士，作業療法士，歯科衛生士，美容師，社会福祉士，製菓衛生師，調理師 等

(5) 支給内容

高等職業訓練促進給付金について

支給期間：上限 36月

支給額：月額 10万円（市町村民税課税世帯は，70,500円）

3 平成30年度当初予算額

13,500千円

4 負担割合

国3/4 県1/4

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の概要

1 事業目的

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

2 事業内容

(1) 実施主体

社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会

(2) 内容

ア 実施期間

平成28年度から平成30年度（3年間）

イ 貸付対象者

ひとり親家庭の親であって、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

ウ 資金の種類及び貸付額

入学準備金 50万円以内（養成機関への入学時）

就職準備金 20万円以内（養成機関を修了し、資格を取得した場合）

エ 返還免除

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた都道府県内において、5年間その職に従事したとき等

オ 返還方法

一定期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還する。

3 平成30年度当初予算額

3,550千円

4 負担割合

国 9/10 県 1/10

ひとり親家庭等学習支援事業の概要

1 事業目的

ひとり親家庭の子どもが、経済的理由などにより学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられないことがないように学習支援を行うとともに、ひとり親家庭特有の課題である親の就業などにより、日頃から親と過ごす時間が限られ、家に一人でいることの多い子どもに対して、基本的な生活習慣を習得する場所を提供することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 事業主体
市町村（委託による実施も可）
- (2) 内容
ひとり親家庭の子どもを対象に、基本的な生活習慣の習得支援や学習習慣の定着等の学習支援を行う市町村に対し、補助金を交付する。
- (3) 補助金額及び補助対象経費
1市町村あたり 1,656千円

3 平成30年度当初予算額

3,312千円

4 負担割合

国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4

母子家庭の母等を対象とした職業訓練

1 職業訓練の概要

県では、県立職業能力開発校4校（定員：310人）において職業訓練を実施しているほか、求職者の多様な職業訓練の受講機会を確保するため、民間教育訓練機関（専修学校、各種スクール等）に委託して職業訓練を実施している。

2 委託訓練の概要

国家資格等の取得を目指すコースで訓練期間が2年間のものもあるが、基本的に訓練期間は6か月又は3か月。

平成30年度（計画）	全93コース（定員：1,859人）
------------	-------------------

3 母子家庭の母等の職業的自立促進コース（ビジネス実務科：3か月）

(1) 訓練対象者

①就労経験のない又は就労経験が乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父、②自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者又は生活保護受給者。

(2) 特色

- ・ 訓練に先立ち、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした「準備講習」を実施する（準備講習を含めて委託）。
- ・ 託児サービスを提供。

準備講習（5日）

- ・ 雇用情勢に関する理解
- ・ 自己の職業適性、
- ・ キャリアコンサルティング
- ・ ビジスマナー講習 等

+

訓練：ビジネス実務科

- ・ パソコン操作（Word, Excel）
- ・ 簿記会計基礎
- ・ 経理実務
- ・ 就職活動 等

4 実施状況（ビジネス実務科）

年 度	平成30年度 （計画）	平成29年度	平成28年度
コース数	2コース	2コース	2コース
定 員	20人	20人	20人
受講者数	1コース開始 2人／10人	8人	12人
修了者数	訓練継続中	3人	11人
就職者数	訓練継続中	2人	10人

H30.5.16

住宅管理係

かごしま子ども未来プラン2015における住宅政策室の具体的施策について

- 生活支援の充実
 - ・ 県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施
ひとり親世帯，子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対し，定期募集の抽選時に当選倍率が2倍となる倍率優遇方式の採用を実施している。

- ※根拠条例等： 鹿児島県営住宅条例第9条第2項，鹿児島県営住宅優先入居実施要綱，鹿児島県営住宅優先入居取扱い要領

- 経済的支援の充実
 - ・ 県営住宅における家賃の減免
県営住宅の入居者及び入居しようとする者で，収入が著しく低額な者に対し，関係法令に基づき家賃の減免を実施。具体的な割合は次のとおり。
収入認定月額が2万5千円～5万円の者→家賃の4分の1減免
収入認定月額が2万5千円以下の者→家賃の2分の1減免

- ※ 根拠条例等： 鹿児島県営住宅条例第17条，同条例第31条第4項，県営住宅の家賃及び敷金の減免又は徴収猶予に関する取扱要領

- 子育てにやさしい住宅の供給
 - ・ 子育て世帯に対する入居収入基準の緩和
子育て世帯（小学校就学前までの子どもを持つ世帯）に対する県営住宅への入居収入基準の緩和。
一般世帯→収入認定月額の上限度額：15万8千円
子育て世帯→収入認定月額の上限度額：21万4千円

- ※ 根拠条例等： 鹿児島県営住宅条例第6条第1項第1号，鹿児島県営住宅条例施行規則第1条の9第1項第3号

子育て世帯等に賃貸する民間賃貸住宅の登録・情報発信

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：セーフティネット法）

【H29.2.3:閣議決定 H29.4.26:公布 H29.10.2:施行】

背景・必要性

○ **住宅確保要配慮者***の状況

※ 高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など
住宅確保に特別配慮を要する者

- 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
- 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 ▲12%）
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」（16%）
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26：一人親世帯296万円 ⇄ 夫婦子世帯688万円）
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

○ **住宅ストックの状況**

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

大家の入居拒否感

(H26 民間調査)

空き家・空き室の現状

空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

単身高齢者の増加や子育て世帯等への対応、住宅確保要配慮者に対する大家の入居拒否感、民間賃貸住宅の空き家・空き室の増加傾向といった課題に対応するため

改正法の概要

○ 国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ **空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録**

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合

耐震性能、一定の居住面積 等
 ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定
- 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに
に要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督
- **登録住宅の改修・入居への支援**
- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

登録制度

改修等への支援

登録数 3団地50戸 (H30.5.15現在)

住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ **居住支援法人による入居相談・援助**

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ **家賃債務保証の円滑化**

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ **生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付※を推進**

※本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

居住支援協議会による支援の強化

※ これまで任意の制度「あんしん賃貸支援事業 (H19.11~)」として登録・情報発信していたが、昨年10月、住宅セーフティネット法改正により登録制度が創設された。

公立高校における高等学校等就学支援金について

1 就学支援金制度の概要等

(1) 概要

高等学校の授業料について、教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高所得世帯に対して所得制限を設けるなど公立高校の授業料無償制を見直し、私立学校と同様に平成26年4月以降に入学する公立高校の生徒に就学支援金を支給する。

(2) 所得制限基準額

保護者等の市町村民税所得割額が304,200円未満

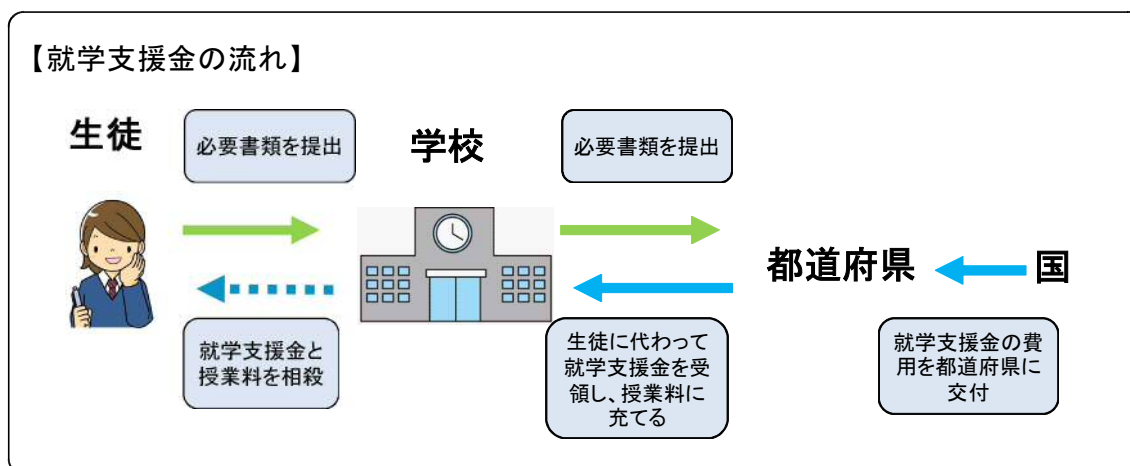
※両親及び高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合（年収910万円程度）

※平成30年7月から県民税所得割額と市民税所得割額を合算して507,000円未満へ変更（年収910万円程度）

(3) 就学支援金の支給額

授業料相当額（全日制の場合、月額9,900円）

※県が代理受領し、生徒の授業料に充てる。



2 認定状況（H30.3.1時点）

（単位：人）

		就学支援金制度対象者		合計
		支援金認定者	授業料徴収者	
県立高校	全日制	23,324 (89%)	2,775 (11%)	26,099
	定時制	118 (98%)	2 (2%)	120
	通信制	852 (82%)	191 (18%)	1,043
	小計	24,294 (89%)	2,968 (11%)	27,262
市立高校		4,208 (91%)	406 (9%)	4,614
合計		28,502 (89%)	3,374 (11%)	31,876

高等学校等奨学金貸与制度

1 趣旨

学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図る。

2 応募基準等

(1) 応募資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等

(2) 種類・定員・推薦基準

区 分	募集方法	募集定員	推 薦 基 準	
			学 力 基 準	家 計 基 準
学力基準あり	(注) 予約 在学 緊急	1,285	中学校の評定平均値が5段階評価で3.0以上 (高校在学特例推薦 2.8以上) ※ただし、緊急採用については、 勉学意欲のある者	認定総所得金額が、収入基準額以下の者 (例: 4人世帯(両親, 本人, 中学生) の給与収入の場合 公立高校 698万円以下 私立高校 768万円以下) ※ただし、緊急採用については、1年以内に 家計急変があった者で、収入基準額以下の者
学力基準なし	予約 在学	205	勉学意欲のある者	年間収入が生活保護基準額の1.5 倍以下の世帯の者 (例: 鹿児島市で4人世帯の給与 収入の場合 449万円以下)
再編整備特別	在学	10	中学校の評定平均値が5段階評価で3.0以上 (高校在学特例推薦 2.8以上)	区分「学力基準あり」と同じ 統合後の高校に進学すること により自宅から通学することが 困難なため、保護者と別居する者 ※対象高校 川薩清修館, 薩摩中央, 鶴翔, 霧島, 曾於, 種子島, 種子島中央, 徳之島
交通遺児等	在学	—	中学校の評定平均値が5段階評価で3.0程度以上 県内の高校に在学している者	区分「学力基準あり」と同じ

(注) 予約採用：高校入学前に行う募集（10月中旬締切）、在学採用：入学後に行う募集（5月中旬締切）、緊急採用：年間を通じて随時募集

3 貸与月額・返還額等

区 分	公私 区分	通学 方法	貸 与		返 還	
			月額(円)	総額(円)	月賦額(円)	返還回数
学力基準あり 〃 なし	公立	自宅	18,000	648,000	5,000	130
		自宅外	23,000	828,000	6,700	124
	私立	自宅	30,000	1,080,000	7,500	144
		自宅外	35,000	1,260,000	8,400	150
再編整備特別	公立	自宅外	23,000	828,000	6,700	124
交通遺児等	公立		24,000	864,000	6,700	129
	私立		36,000	1,296,000	8,400	155

大学等入学時奨学金制度概要

1 趣旨・目的

大学等入学時に対応した奨学制度を創設することにより、進学に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、本県の将来を担う有為な人材を育成する。

2 制度概要

現下の社会経済情勢や本県として地方創生に取り組む視点から、3つの募集枠を設定した。

① 一般枠

経済的理由により大学等への進学が困難な者を支援することを目的とした入学時費用の貸与制度

応募要件

- ・学力基準：3.5以上
- ・所得基準：4人世帯で概ね年収400万円以下

② 地方創生枠

将来の鹿児島を担う人材を育成するため、成績の優れた者を県内に定着させることを目的とした入学時費用の貸与制度及び返還免除制度（卒業後の県内での就業を条件）

応募要件

- ・学力基準：概ね4.5以上
- ・所得基準：4人世帯で概ね年収1,100万円以下

返還免除制度について

- 奨学生が、卒業後半年以内に県内に居住し、3年間継続就業した場合には奨学金を全額免除（就業先が公務員、パート・アルバイト等は対象外）

③ 明治維新150周年記念特別枠

進学意欲の向上を図るため、経済的理由により大学への進学が困難な者のうち、特に学業成績の優れた者に対し入学時費用を支援する制度（給付型：貸付後、大学入学を確認した時点で返還免除）

応募要件

- ・学力基準：概ね4.5以上で特に優れた学力を有する者
【※ 英検1級などの難関資格取得者については推薦可能】
- ・所得基準：4人世帯で概ね年収400万円以下

3 募集人員等

[募集人員] 合計で900人

- ① 一般枠：500人(大学・短大：400人, 専修学校(専門課程)：100人)
- ② 地方創生枠：300人(大学・短大：270人, 専修学校(専門課程)：30人)
- ③ 明治維新150周年記念特別枠：100人(大学・短大・専修学校(専門課程))

[金額] 80万円(入学金及び前期授業料相当額等) ※無利子

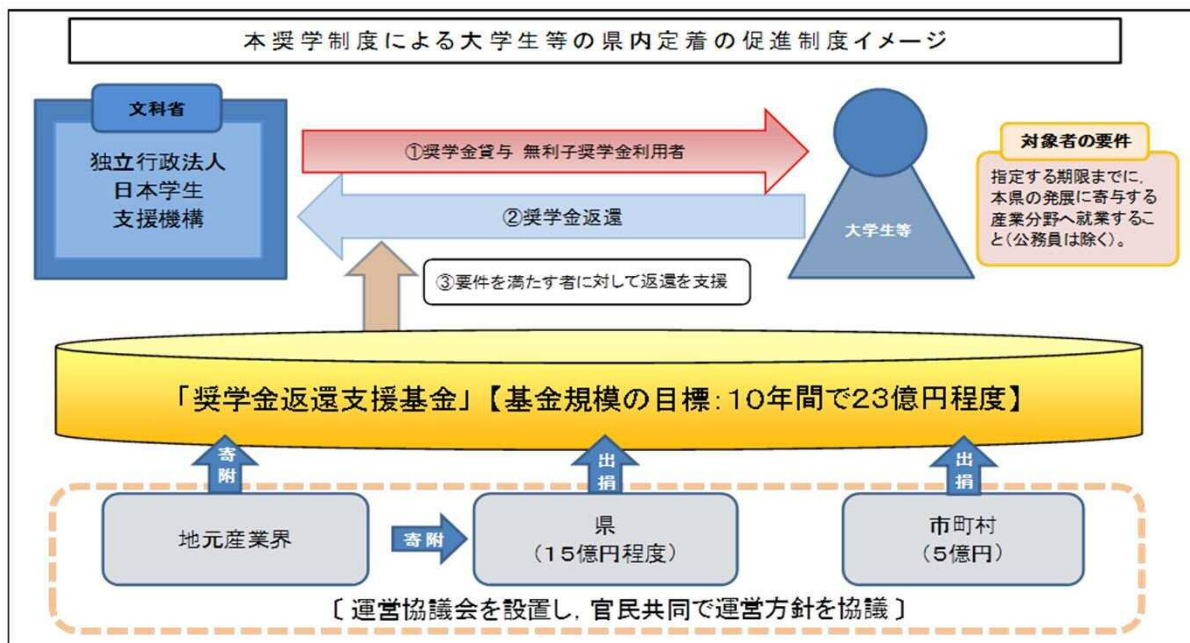
大学等奨学金返還支援制度概要

趣旨・目的

「鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つである”「ひと」をつくる”の考え方にに基づき、本県の発展に寄与する産業分野に就業した場合、奨学金の返還を支援する制度を創設することにより、鹿児島の将来を担う有為な人材の育成・確保を図る。

制度内容

日本学生支援機構から無利子奨学金を借りた者が、大学等卒業後に県内に本社を有する企業等へ就業（県外に本社を有する企業等の県内支店等採用者を含む。）し、一定の要件を満たした場合は、借り受けた奨学金の返還を支援



○ 対象者及び要件

	人材育成枠	地域活性化枠	
人数	大学等入学予定者 70人 ※1	大学等卒業予定者 30人	社会人
目的	本県産業界のリーダーとなりうる人材の育成・確保	地域の活性化及び即戦力人材の確保	
支援要件	県の発展に寄与する産業分野へ就業すること		
対象者	進学後に日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を希望する者	日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けている学生	大学等在学時、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けていた社会人で35歳未満の者
※2	高校3年生等(4~7月に募集)	大学3年生等(10~1月に募集)	県外就業者(通年募集)

※1 70人について、地域バランスを考慮した県内7地区毎の地域採用枠を設定

※2 県内に生活の本拠を有する者の子等、本県出身者であること

○ 支援内容

県内企業等に就業している間に限り、本人が返還した額と同額を基金が本人へ支援

〔 県内企業等への就業を確認 ⇒ 前1年分の本人返還額を確認し、同額を本人に支援
支援途中での離職を確認 ⇒ 支援打ち切り 〕

義務教育段階の就学援助（概要）

平成30年度予算額案 6.5億円（平成29年度予算額 7.2億円）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成27年度 約14万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成27年度 約133万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④要綱改正：平成29年度より入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう平成29年3月31日付けで要綱を改正し、各都道府県教育委員会を通じて、市町村において援助が必要な児童生徒の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう通知等で促している。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実 －平成30年度予算額(案)－

スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度予算額(案) 4,569百万円
(平成29年度予算額4,559百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成30年度:26,700校

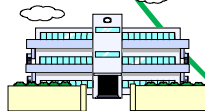
- ①公立小学校に対する配置 **16,700校(16,000校)**
- ②全公立中学校に対する配置 **10,000校(10,000校)**

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

<学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,000校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成30年度予算額(案) 1,484百万円
(平成29年度予算額1,258百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

平成30年度:7,500人

- (1)小中学校のための配置 **7,500人(5,000人)**

<教育委員会等>



- (2)貧困・虐待対策のための重点配置 1,000人(1,000人)
- (3)高等学校のための配置 47人(47人)
- (4)質向上のためのSV配置 47人(47人)

<家庭>



<福祉関連機関>



※()は前年度

スクールカウンセラー配置事業

1 目的

小・中・高等学校の不登校やいじめなど，問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るために，児童生徒への心理的な支援に関して高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを，各小中学校のニーズに応じてより柔軟に対応できるように，すべての公立中学校や希望する公立小学校に，派遣できるようにするとともに，公立高等学校31校に派遣する。

2 事業内容（実施方法，所要経費等）

(1) スクールカウンセラー配置人数

71人

【参考】H29年度単独実施市町（10市町：32人）

(2) 小・中学校への派遣（教育事務所配置）

ア 最重点派遣校 中学校8校

イ 定期派遣校 中学校130校，小学校15校，義務教育学校2校

ウ 随時派遣校 中学校80校，小学校247校

※ 小・中併設校は小学校数に含めていない。

(3) 高等学校への派遣

高等学校31校

(4) 緊急支援

事件，事故などの発生により学校及び市町村教育委員会から要請のあった学校又は複数のスクールカウンセラーの派遣が必要な学校

スクールソーシャルワーカー活用事業

1 目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備・充実する。

2 内容

(1) 広域スクールソーシャルワーカーの配置（3人）

困難事案及び継続事案への指導助言や直接支援のために、広域スクールソーシャルワーカーを配置し、市町村以外の学校への派遣要請への対応

(2) H29に開始の1町（長島町）、H30に新規開始の3町村（宇検村、大和村、瀬戸内町）計4町村について3年間の継続配置（教育委員会配置、拠点校配置）。人材は原則として当該町からの推薦を基に、県教育委員会が決定する（H30：5人）。

（配置学校数・配置日数等は県教育委員会の計画による）

【参考】H29年度単独実施市町（32市町：66人）

(3) 事業連絡協議会及びスクールソーシャルワーカー研修会の実施

事業の適切な推進やその成果の評価等を行うとともに、活動等に関して情報交換等を行い、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図る。（各市町村のスクールソーシャルワーカー及び教育委員会担当者等を対象。）

平成30年度 キャリアガイダンススタッフ配置事業実施要項

1 事業目的

企業の管理職経験者等を「キャリアガイダンススタッフ」として県立高校に配置し、新規高卒予定者の県内求人確保及び生徒・保護者に対して企業の情報提供などの県内就職支援をするとともに、職業観、勤労観の醸成のためのキャリア教育を支援する。

2 事業主体 鹿児島県教育委員会

3 事業内容

(1) 配置校及び担当校

7校に7人を配置し、全県立高校61校を担当する。

ア 配置校(7校)：キャリアガイダンススタッフ配置校

イ 担当校A(32校)：専門高校及び就職希望者の多い普通科高校等

ウ 担当校B(22校)：進学希望者の多い普通科高校等

所轄定所	配置校	担当校A	担当校B	合計
鹿児島 伊集院	開陽 (全日制)	明桜館, 鹿児島東, 鹿児島工業, 鹿児島南, 吹上, 市来農芸	鶴丸, 甲南, 鹿児島中央, 錦江湾, 武岡台, 松陽, 伊集院, 串木野	15
指宿 加世田	加世田常潤	山川, 穎娃, 枕崎, 鹿児島水産, 薩南工業	指宿, 加世田, 川辺	9
川内 出水	川内商工	川薩清修館, 薩摩中央, 鶴翔, 野田女子, 出水工業	川内, 出水	8
国分	蒲生	伊佐農林, 霧島, 加治木工業, 隼人工業, 福山	大口, 加治木, 国分	9
大隅 鹿屋	鹿屋農業	曾於, 串良商業, 鹿屋工業, 垂水, 南大隅	志布志, 楠隼, 鹿屋	9
鹿児島 (熊毛)	種子島	種子島中央, 屋久島		3
名瀬	奄美 (全日制・ 定時制)	大島北, 古仁屋, 徳之島, 沖永良部	大島, 喜界, 与論	8
	7校	32校	22校	61校

A：専門高校及び専門学科設置校 B：進学希望者の多い普通科高校等
就職希望者の多い普通科高校等

(2) 配置期間

11か月(5月～翌年3月)

(3) 従事日数

年間165日(月15日以内)

(4) 業務内容

- ア 各地区の公共職業安定所の「学卒ジョブサポーター」及び各学校の進路指導担当教員等と緊密な連携を図り、県内の各企業が求める人材像などの情報の提供を行う。
- イ 定期的に求人開拓と求人状況等の情報収集をし、担当の学校へ提供する。
- ウ 配置校及び担当校での面接指導や生徒・保護者に対し進路相談を行う。
- エ 合同就職面接練習会等の実施に当たり、担当学校の教員を支援する。
- オ 学校内及び地区内において、「地域連携協議会」及び「生徒と地元企業との座談会」等を実施する。
- カ 「未来を拓くキャリア教育の推進」事業におけるインターンシップや講演等の実施に向けてキャリア教育の推進を図る。
- キ 県教委が主催する「学卒ジョブサポーター」との合同の担当者会に出席し、情報の共有化を図る。(年2回開催)
- ク 生徒の就職先と連絡を密にとり、就職者への継続的な支援を行う。
- ケ 県立高校に配置している「生徒支援教員」とも連携を図る。

未来を拓く！ 県立高校学力育成支援事業(H29～31年度)の概要

(趣旨) 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた授業・指導方法の研究を推進するとともに、キャリア教育・進路指導の充実を図り、生徒の学ぶ意欲の向上や進学に対応できる学力を育成する。

高校教育が目指す方向と課題

○ 大きな社会変動の中、予測不可能な時代であるからこそ、多様な人々と協力しながら主体性を持って人生を切り開いていく力が重要であり、学校教育においては、学力の3要素(知識・技能/思考力・判断力・表現力等/主体的に学習に取り組む態度)を身に付けさせることが必要である。～高大接続システム改革会議「最終報告」

課題1

○ 高校の授業における指導上の問題
・ 教員による一方的な講義形式の授業だけでは、生徒に「学力の3要素」を十分身に付けさせていないのではないか。
→ 学習指導要領の方向性を見据えた「アクティブ・ラーニング(AL)」の視点による授業改善が必要。

課題2

○ 高校生の学習への取組が変化
・ 学習習慣が多様化し、学力に不安
→ 学習意欲の向上等の機会が必要
○ 高校生を取り巻く進路環境の変化
・ 就業構造の変化や高大接続改革の進展
→ キャリア教育・進路指導の充実が必要

対策

対策1

アクティブ・ラーニング研究開発支援プログラム

◎ 研究指定校(3校)の指定(3年間)
(AL研究員の募集 5教科×7人)
* アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の研究を行い、その成果を県内高校に波及させる

1 AL研究開発セミナー

○ ブラッシュアップ・ゼミ(6月)
* ALに精通した専門家による講義、指導主事等による講義と研究協議

○ 先進事例校等の視察及び研究
○ 研究の中間報告と工夫改善(10月)

2 校内における実践

* 研究公開授業の実施等により、校内研修を充実させ、教員全体の指導力向上を図る(10月～2月)
* 研究指定校におけるAL校内研修の支援

3 研究成果の公表

* 研究員の研究成果物の公表(3月)
* 研究指定校による研究公開(2年目・3年目)

対策2

生徒支援プログラム

◎ 夏トライ! グレードアップ・ゼミの開催(8月初旬)
* 大学進学を希望する高校2年生(300人程度)を対象に授業力のある教員が授業を行う
H29年度: 8/2～4開催
282人(29校)参加、参観した教員162人
* 生徒の学習意欲の向上、進路意識の高揚、学力向上を図ることが目的

対策3

キャリア教育・進路指導支援プログラム

◎ 研究協議会等の実施
○ キャリア教育・進路指導担当者研究協議会の開催(年1回)
○ 高大接続改革セミナーの開催(年1回)
* 高校生を取り巻く進路環境の大きな変化を踏まえ、各学校の特色を生かしたキャリア教育・進路指導の充実を図ることが目的

期待される効果

- 1 授業改善が図られ、新しい時代に求められる資質・能力の育成につながる
- 2 生徒の学習意欲や進路意識が高まることで、生徒の学力向上につながる
- 3 各学校の特色を生かしたキャリア教育・進路指導の更なる充実が図られる

生徒が新しい時代に求められる資質・能力を身に付け、進路目標を実現する

平成 30 年度奨学のための給付金事業

1 目的

家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。(平成 26 年度創設)

2 事業内容

生活保護受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費等相当額)として、奨学のための給付金を支給する。

(1) 支給要件

- ア 高校生等の保護者等が鹿児島県内に住所を有すること
- イ 高校生等が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給対象者であること
- ウ 高校生等が生活保護受給世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯に属すること
- エ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない高校生等であること
(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)

(2) 給付回数

給付の回数は、年1回、通算3回(定時制・通信制の高等学校に通う高校生等は4回)を上限とする。
ただし、学び直し支援金の支給対象者については、この回数に加えて最大で2回まで支給することができる。

(3) 支給額及び支給対象経費

世帯区分	高校生等 1 人当たりの給付金支給額		支給対象経費
生活保護受給世帯	全日制等	年額 32,300円	授業料以外の教育に必要な経費
	通信制	年額 32,300円	
非課税世帯(第1子)	全日制等	年額 80,800円	
	通信制	年額 36,500円	
非課税世帯(第2子以降)*	全日制等	年額 129,700円	
	通信制	年額 36,500円	

* 対象となる高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

【平成 30 年度拡充内容】

第1子と第2子以降の給付額の差を縮小

非課税世帯【全日制等】(第1子)における給付額の増額
年額 75,800円 → 年額 80,800円 (+5,000円)

(4) 負担割合

国：1/3 県：2/3 (県負担分については地方交付税措置)

3 平成30年度予算額

543,897千円

4 平成29年度支給実績

6,067人